

SDGs推進に関する包括連携協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と藤枝商工会議所（以下「乙」という。）、岡部町商工会（以下「丙」という。）、静岡産業大学（以下「丁」という。）及び三井住友海上火災保険株式会社（以下「戊」という。）とは、SDGs推進に関する連携及び相互協力について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙、丙、丁及び戊が包括的な連携のもと、SDGs、ローカルSDGsの推進により地方創生を実現し、もって地域社会の持続的発展に寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲、乙、丙、丁及び戊は、前条の目的を達成するため、次の事項で連携し協力する。

- (1) 市民、事業者の共通理解に向けた啓発に関すること。
- (2) 地方創生に向けた各種取組に関すること。
- (3) 中小・小規模事業者への支援による力強い地域産業と雇用の創出に関すること。
- (4) 地域振興を担う人づくりに関すること。
- (5) その他、連携及び相互協力が必要と認められる取組に関すること。

（協議）

第3条 甲、乙、丙、丁及び戊は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙丙丁合意の上、決定する。

（守秘義務）

第4条 甲、乙、丙、丁及び戊は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の見直し）

第5条 甲、乙、丙、丁及び戊のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙、丙、丁及び戊のいずれかが書面により特段の申出を行わないときは有効期間が満了する日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙丙丁戊協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙丙丁戊署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 2 年 8 月 6 日

藤枝市岡出山1丁目11番1号

(甲) 藤枝市

市長 北村正平

藤枝市藤枝4丁目7番16号

(乙) 藤枝商工会議所

会頭

山田壽久

藤枝市岡部町岡部6番地の1

(丙) 岡部町商工会

会長

鈴木秀樹

藤枝市駿河台4丁目1番1号

(丁) 静岡産業大学

学長

鷲崎早雄

静岡市葵区呉服町1丁目2番地

(戊) 三井住友海上火災保険株式会社

静岡支店長

本園英隆